

新 コ ロ 第 837 号  
令和 3 年 9 月 15 日

一般社団法人山形県医師会長  
一般社団法人山形県歯科医師会長  
公益社団法人山形県獣医師会長  
一般社団法人山形県薬剤師会長  
殿

山形県健康福祉部長  
(公印省略)

令和 3 年麻薬年間報告書の提出等について (依頼)

本県の薬務行政につきましては、日頃御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、麻薬及び向精神薬取締法第 47 条から第 49 条の規定により、麻薬小売業者、麻薬管理者（設置していない場合には麻薬施用者）及び麻薬研究者は、所有、管理、施用等した麻薬の品名及び数量に係る麻薬年間報告書を、令和 3 年 11 月 30 日までに県知事あて提出する義務があります。

また、麻薬取扱者免許が令和 3 年 12 月 31 日で期間満了する方については、新たに免許申請する必要がありますので、貴会員に対し併せて周知願います。

なお、報告対象者に対する詳細な通知並びに麻薬年間報告書及び麻薬取扱者免許申請書の取りまとめは、各総合支庁保健福祉環境部保健企画課で行いますので御承知願います。

担当 新型コロナワクチン接種総合企画課 薬務担当 大滝 TEL 023(630)2333 FAX 023(625)4294
---